

○日本学術会議会則

〔平成十七年十月二十四日〕
日本学術会議規則第三号

改正 平成一八年 二月二八日日本学術会議規則第 一号
平成一八年 五月 八日日本学術会議規則第 二号
平成二〇年 五月 七日日本学術会議規則第 一号

(略)

第十一章 日本学術会議協力学術研究団体

(日本学術会議協力学術研究団体)

第三十四条 学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の称号を付与する。

- 2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。
- 3 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。
- 4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。
- 5 学術研究団体の連合体たる協力学術研究団体は、学術会議と各学術研究団体との連絡調整を行うとともに、学術会議の各委員会の審議に協力することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関する事項は、幹事会が定める。

(略)